

(案)

平成 31 年 4 月 17 日

文部科学省改革実行本部決定

令和 4 年 ● 月 ● 日 廃止

文部科学省改革実行本部運営要領

文部科学省改革実行本部（以下「本部」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

1. 本部は原則として非公開とする。

議事要旨は公表する。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。

2. 本部において配布された資料は、原則として、公表する。

3. この運営要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部で決定する。